

意見書

2024年6月27日

弥永 真生

所用のため、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第3回）を欠席いたしますので、以下の通り、書面にて意見を提出させていただきます。

海外で開示した情報を日本の投資者に対して提供しないでよいとするのは金融商品取引法が定める開示規制の目的からは不適切であると考えます。まず、臨時報告書による開示であれば、日本における開示のために情報の作成時期を変更する必要はないので、有価証券報告書提出会社に過大な負担が生ずるということはないものと思われま

す。また、日本の企業であれば、通常、日本語で情報の作成及び開示内容を決定し、それを英訳等して外国で開示すると推測されますが、もしそうであれば、外国で開示した内容を日本語に翻訳するという必要はないのではないかとと思われる

ところです。かりに、そうではなく、開示情報の作成の全プロセスが終始外国語で行われるのだとしても、当該外国語での開示情報を日本語に訳すことなく、外国語で開示することすら要求しないことは明らかに日本国内の投資者保護に欠けると思われます。日本国内ではシングルマテリアリティであり、EU などではダブルマテリアリティであるという事実があっても、それは、日本国内でゼロから情報を作成する必要があるかどうかに影響を与えるものにすぎず、EUなどで作成した情報を日本国内で開示することを要求することが不適切であるという根拠にはなり得ないと思われま

す。国内投資者が外国投資者より少ない情報しか得られないという制度は合理的ではありえないと思われ、外国で開示した情報をそのまま(当該開示に用いられた言語で)臨時報告書で開示することは最低限要求されるべきなのではないかと思われま

す。この最低限であれば、企業にとっての追加的費用や手間はきわめて小さいものと思われるからです。

以上